

【改正案】

大分県土木設計業務等委託契約約款

第一条 ～ 第二十一条 (略)

(適正な履行期間の設定)

第二十一条の二 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第二十二條 (略)

(発注者の請求による履行期間の短縮)

第二十三条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

【削除】

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第二十四条 ～ 第二十九条 (略)

(業務委託料の額の変更に代える設計図書の変更)

第三十条 発注者は、第八条、第十七条から第二十一条まで、第二十二條、第二十三條、第二十六條、第二十七條、前條、第三十三條又は第三十九條の規定により業務委託料の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第三十一条 ～ 第五十七條 (略)

【現行】

大分県土木設計業務等委託契約約款

第一条 ～ 第二十一条 (略)

【新設】

第二十二條 (略)

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第二十三条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を受注者に請求することができる。

3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは業務委託料の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第二十四条 ～ 第二十九条 (略)

(業務委託料の額の変更に代える設計図書の変更)

第三十条 発注者は、第八条、第十七条から第二十三條まで、第二十六條、第二十七條、第二十九條、第三十三條又は第三十九條の規定により業務委託料の額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の額を増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料の額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第三十一条 ～ 第五十七條 (略)